

◎ 消防法施行令別表第1の取扱い

- 1 令別表第1に掲げる防火対象物の用途の判定にあつては、他の法令における用語の定義等を有力な根拠としながらも、あくまで火災予防上の観点から実態に即して判断すること。
- 2 同一敷地内に2以上の独立した防火対象物（以下「独立棟」という。）がある場合、原則として当該独立棟ごとに用途を判断すること。
- 3 危険物製造所等はその利用形態により、令別表第1に掲げる防火対象物又はその部分に該当すること。
- 4 令第1条の2第2項後段に規定する「管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認められる」部分とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
  - (1) 令別表第1に掲げる（1）項から（15）項までの防火対象物の区分に応じ、その主たる用途に供される部分として取扱う部分は、第2-1表(イ)欄に掲げる用途に供される部分（これらに類するものを含む。）とし、同表(ロ)欄に掲げる用途に供される部分（これらに類するものを含む。）が機能的に従属しているもので、次のアからウまでに該当する部分
    - ア 当該従属的な部分について管理権原を有する者が、主たる用途に供される部分の管理権原を有する者と同一であること。
    - イ 当該従属的な部分の利用者が、主たる用途に供される部分の利用者と同一であるか、又は密接な関係を有すること。
    - ウ 当該従属的な部分の利用時間が、主たる用途に供される部分の利用時間とほぼ同一であること。
  - (2) 主たる用途に供される部分の床面積の合計（他の用途と共用される廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等の部分の床面積は、主たる用途に供される部分及び他の独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じ按分するものとする。以下同じ。）が当該防火対象物の延べ面積の90%以上であり、かつ、当該主たる用途以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が300㎡未満である場合における当該独立した用途に供される部分
- 5 令別表第1（2）項ニ、（5）項イ、若しくは（6）項イ（1）から（3）まで若しくはロに掲げる防火対象物又は同表（6）項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）の用途に供される部分にあつては、前4（2）に規定する「当該独立した用途に供される部分」に該当しない。
- 6 一般住宅（個人の住宅の用に供されるもので、寄宿舎、下宿及び共同住宅以外のものをいう。以下同じ。）の用途に供される部分が存する防火対象物については、前4及び5の規定によるほか、次の表により判定する。

面積比	判定
一般住宅の部分>令別表対象物の用途に供される部分≤50㎡	一般住宅
一般住宅の部分<令別表対象物の用途に供される部分	令別表第1（1）項から(16)項に掲げる防火対象物
一般住宅の部分>令別表対象物の用途に供される部分>50㎡	令別表第1(16)項に掲げる防火対象物
一般住宅の部分=令別表対象物の用途に供される部分	令別表第1(16)項に掲げる防火対象物

7 第2-1表(イ)欄及び(ロ)欄に掲げる各部分について、それぞれ用途が近似するものに限定するものではなく、次のとおり判定される場合であれば、同表(イ)欄及び(ロ)欄に掲げるものとして取扱って支障ないこと。

(1) (イ)欄に掲げる部分に関しては、同欄に例示の部分と同等程度に当該防火対象物の主たる用途に含まれるべき部分と社会通念上判定される場合

(2) (ロ)欄に掲げる部分に関しては、同欄に例示の部分と同等程度に当該防火対象物の主たる用途に供される部分に従属するものと社会通念上判定される場合

8 前4(1)アからウの具体的な運用については、次の表を参考とすること。

条件	左欄の運用
(ア) 当該従属的な部分について管理権原を有する者が、主たる用途に供される部分の管理権原を有する者と同じであること。	固定的な消防用設備等、建築構造、建築設備(電気、ガス、給排水、空調等)等の設置、維持、改修にあたって全般的に権限を行使できることのできる者が同一であること。
(イ) 当該従属的な部分の利用者が、主たる用途に供される部分の利用者と同じであるか、又は密接な関係を有すること。	従属的な部分は主たる用途に供される部分に勤務する者の福利厚生及び利便を目的として設けられたもの、主たる用途に供される部分を利用する者の利便を目的としたもの、その他これらに類するものでおおむね次の条件に適合するものであること。 (1) 従属的な部分は、主たる用途に供される部分から通常利用に便なる形態を有していること。 (2) 従属的な部分は、道路等から直接出入りする形態(非常口又は従業員専用出入口を除く。)を有しないものであること。
(ウ) 当該従属的な部分の利用時間が、主たる用途に供される部分の利用時間とほぼ同一であること。	主たる用途の勤務者又は利用者が利用する時間(残務整理等のため延長時間を含む。)とほぼ同一であること。

9 前4から6までにより複合用途防火対象物となるものについて、これを非特定防火対象物の用途に供される部分(以下「甲」という。)及び特定用途防火対象物の用途に供される部分(以下「乙」という。)に区分し、「甲」が防火対象物の延べ面積の90%以上であり、かつ、「乙」が300㎡未満である場合は(16)項ロとして判定する(「乙」部分に(2)項ニ、(5)項イ、(6)項イ(1)~(3)、(6)項ロ又は(6)項ハ(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)に掲げる用途が存する場合を除く。)。この場合「乙」は「甲」のうち面積が大なる用途に従属するものとみなすこと。

10 防火対象物に(6)項イ(1)から(4)までの詳細分類が2以上存することのみをもって、複合用途防火対象物として取り扱わないこと((6)項ロ及びハにおいて同じ。))。

11 項ごとに使用実態を判断するにあたっては、第2-2表「令別表第1の定義等」、第2-1図「項判定フローチャート」、第2-2図「(6)項イ判定フローチャート」及び第2-3図「高齢者施設及び障害者施設判定フローチャート」を参照すること。

第2-1表

令別表第1 による区分		(イ)	(ロ)
(1)	イ	舞台部、客席、映写室、ロビー、切符売場、出演者控室、大・小道具室、衣装部屋、練習室	専用駐車場、売場、食堂、喫茶室
	ロ	集会室、会議室、ホール、宴会場	食堂、喫茶室、専用駐車場、図書室、展示室
(2)	イ	客席、ダンスフロア、舞台部、調理室、更衣室	託児室、専用駐車場
	ロ	遊技室、遊技機械室、作業室、更衣室、待合室、景品場、ゲームコーナー、ダンスフロア、舞台部、客席	売店、食堂、喫茶室、専用駐車場
	ハ	客室、通信機械室、リネン室、物品庫、更衣室、待合室、舞台部、休憩室、	託児室、専用駐車場、売店
	ニ	事務室	
(3)	イ	客席、客室、厨房	結婚式場、専用駐車場
	ロ		
(4)		売場、荷さばき室、商品倉庫、食堂、事務室	催物場、写真室、遊技場、結婚式場、専用駐車場、美・理容室、診療室、集会室
(5)	イ	宿泊室、フロント、ロビー、厨房、食堂、浴室、談話室、洗濯室、配膳室、リネン室	娯楽室、宴会場、結婚式場、バー、会議室、ビアガーデン、両替所、旅行代理店、専用駐車場、美・理容室
	ロ	居室、寝室、厨房、食堂、教養室、休憩室、浴室、共同炊事場、洗濯室、リネン室	売店、専用駐車場
(6)	イ	診療室、病室、産室、手術室、検査室、薬局、事務室、機能訓練室、面会室、談話室、研究室、厨房、付添人控室、洗濯室、リネン室、医師等当直室	食堂、売店、専用駐車場
	ロ	居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房	売店
	ハ		
	ニ	教室、職員室、遊技室、休養室、講堂、厨房、体育館	食堂
(7)		教室、職員室、体育館、講堂、図書館、会議室、厨房、研究室、クラブ室、保健室	食堂、売店
(8)		閲覧室、展示室、書庫、ロッカー室、ロビー、工作室、保管格納庫、資料室、研究室、会議室、休憩室	食堂、売店
(9)	イ	脱衣場、浴室、休憩室、体育室、待合室、マッサージ室、ロッカー室、クリーニング室	食堂、売店、専用駐車場
	ロ	脱衣場、浴室、休憩室、クリーニング室	専用駐車場
(10)		乗降場、待合室、運転指令所、電力指令所、手荷物取扱所、一時預り所、ロッカー室、仮眠室	売店、食堂、旅行案内所
(11)		本堂、拝殿、客殿、礼拝堂、社務所、集会室	宴会場、厨房、結婚式場、専用駐車場
(12)	イ	作業所、設計室、研究室、事務室、更衣室、物品庫	売店、食堂、専用駐車場、託児室
	ロ	撮影室、舞台部、録音室、道具室、衣装室、休憩室	売店、食堂、専用駐車場
(13)	イ	車庫、車路、修理場、洗車場、運転手控室	売店、食堂
	ロ	格納庫、修理場、休憩室、更衣室	専用駐車場
(14)		物品庫、荷さばき室、事務室、休憩室	売店、食堂、専用駐車場
(15)		事務室、休憩室、会議室	売店、食堂、専用駐車場、診療室

第2-2表

令別表第1の定義等

項	用途	定義	具体的な施設例	備考
(1) 項 イ	劇場  映画館  演芸場  観覧場	「劇場」とは、主として演劇、舞踏、音楽等を観賞する目的で公衆の集合する施設であつて、客席を有するものをいう。  「映画館」とは、主として映画を観賞する目的で公衆の集合する施設であつて、客席を有するものをいう。  「演芸場」とは、落語、講談、漫才、手品等の演芸を観覧する目的で公衆の集合する施設であつて、客席を有するものをいう。  「観覧場」とは、スポーツ、見せ物等を観覧する目的で公衆の集合する施設であつて、客席を有するものをいう。	野球場 寄席 客席を有するスポーツ施設 音楽堂 競輪場 競馬場 サーカス小屋	1 客席には、いす席、座り席、立席が含まれているものであること。  2 小規模な選手控室のみを有する体育館及び事業所の体育施設等で公衆に観覧させないものは、本項として取扱わない。
(1) 項 ロ	公会堂  集会場	「公会堂」とは、原則として固定いすの客席を有し、主として映画、演劇等興行的なものを観賞し、これと併行してその他の集会、会議等多目的に公衆の集合する施設であつて、通常国又は地方公共団体の管理に属するものをいう。  「集会場」とは、原則として固定いすの客席を有し、主として映画、演劇等興行的なものを観賞し、これと併行してその他の集会、会議等多目的に公衆の集合する施設であつて、公会堂に該当しないものをいう。	貸ホール 貸講堂 公民館 結婚式場	興行的なものとは、映画、演劇、演芸、音楽、見せ物等の娯乐的なものが反復継続(月5日以上行われるものに限る。)されるものをいう。
(2) 項 イ	キャバレー  カフェー  ナイトクラブ  その他これらに類するもの	「キャバレー」とは、主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる施設をいう。  「カフェー」とは、主として洋式の設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる施設をいう。  「ナイトクラブ」とは、主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる施設をいう。	バー サロン クラブ ホストクラブ ディスコ	1 「キャバレー」及び「カフェー」とは風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風営法」という。)第2条第1項1号の適用を受ける「風俗営業」に該当するもの又はこれと同等な形態を有するものをいう。  2 「ナイトクラブ」とは、風営法第2条第11項の適用を受ける「特定遊興飲食店営業」に該当するもの又はこれと同等な形態を有するものをいう。  3 「ディスコ」で、飲食をさせない施設については、(2)項ロとして取扱う。

項	用途	定義	具体的な施設例	備考
(2) 項ロ	遊技場  ダンスホール	「遊技場」とは、設備を設けて客に囲碁、将棋、マーじゃん、パチンコ、ボーリングその他の遊技をさせる施設をいう。  「ダンスホール」とは、設備を設けて客にダンスをさせる施設をいう。	基会所 マーじゃん屋 パチンコ店 ボーリング場 ゲームセンター ダンス教習所 ビリヤード場	1 風営法第2条第1項第4号、及び第5号の適用を受ける「風俗営業」に該当するもの若しくは娯楽性の競技に該当するものをいう。  2 本項の「ダンス教習所」とは、ダンスホールにも使用されるものをいう。(いわゆるダンススクールは、(15)項として取扱う。)
(2) 項ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗  その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの	「性風俗関連特殊営業を営む店舗」とは、「風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗をいう。((1)項イ、(2)項ニ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)  「その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの」とは、次に掲げるものとする。 1 もっぱら、面識のない異性との一時的性的好奇心を満たすための交際を希望する者に対し、異性を紹介する営業を営む店舗で、その一方の者からの情報通信に関連する機器による交際の申込みを電気通信設備を用いて当該店舗内に立ち入らせた他の一方の者に取り次ぐことによつて営むものをいう。  2 個室を設け、当該個室において客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業を営む店舗をいう。	個室型ファッションヘルス 性感マッサージ イメージクラブ SMクラブ ヌードスタジオ のぞき劇場 アダルトビデオレンタルショップ セリクラ(店舗形態を有するもの) 出会い系喫茶	1 「性風俗関連特殊営業を営む店舗」とは、店舗形態を有する性風俗関連特殊営業のことをい、店舗形態を有しない性風俗関連特殊営業は含まれないものであり、原則的に店舗型性風俗特殊営業(風営法第2条第6項に規定するもの)をいう。  2 「性風俗関連特殊営業を営む店舗」の定義のカッコ書き部分については、「ソープランド((9)項イ)、ストリップ劇場((1)項イ)、ラブホテル及びモーテル((5)項イ)、アダルトショップ((4)項)、テレホンクラブ及び個室ビデオ((2)項ニ)等、既に(1)項から(14)項までに掲げる用途に分類されているものを除く。  3 定義欄「1」に規定する店舗は、(4)項に類似するもので電話以外の情報通信に関する機器(映像機器等)を用いて異性を紹介する営業を営む店舗であり、いわゆるセリクラ(店舗形態を有するものに限る。)のことをいうものであること。  4 定義欄「2」に規定する店舗は、異性以外の客に接触する役務を提供する営業を営む店舗のことをいうものであること。
(2) 項ニ	カラオケボックス その他遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設を含む)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの	「遊興のための設備又は物品を個室において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの」とは、次に掲げるものとする。 1 個室(これに類する施設を含む)において、インターネットを利用させ、又は漫画を閲覧させる役務を提供する業務を営む店舗 2 風営法第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業を営む店舗 3 風営法施行令第2条第1号に規定する興行場(客の性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の映像を見せる興行の用に供するものに限る。)	カラオケボックス インターネットカフェ 漫画喫茶 テレホンクラブ 個室ビデオ	1 個室とは、壁等により完全に区画された部分だけでなく、間仕切り等(床面からの高さが1.6m以上のもの)により区画された個室に準じた閉鎖的なスペース等も含むものであること。なお、間仕切り等は床、壁等に固定されており、出入口に扉が設置されているものであること。  2 インターネットカフェ、漫画喫茶等で客席が個室形態を有せず、もっぱらインターネット、漫画観賞の用途に供されるものは(15)項として取扱う。

項	用途	定義	具体的な施設例	備考
(3) 項イ	待合 料理店 その他これらに類するもの	「待合」とは、主として和式の客席を設けて、原則として飲食物を提供せず、芸妓、遊芸かせぎ人等を招致し又は斡旋して客に遊興させる施設をいう。  「料理店」とは、主として和式の客席を設けて客を接待して飲食物を提供する施設をいう。  「その他これらに類するもの」とは、実態において待合や料理店と同視すべきものをいう。	料亭 割烹	「風営法第2条第1項第1号の適用を受ける風俗営業」に該当するもの又はこれと同様の形態を有するものをいう（(2) 項イに該当するものを除く）。
(3) 項ロ	飲食店	「飲食店」とは、客席において客にもつぱら飲食物を提供する施設をいい、客の遊興又は接待を伴わないものをいう。	喫茶店 スナック ドライブイン ビアホール スタンドバー レストラン そば屋 寿司屋 ライブハウス	1 飲食物を提供する方法には、セルフサービスを含むものであること。 2 ライブハウスとは、客席（すべての席を立見とした場合を含む。）を有し、多数の客に生演奏等を聞かせ、かつ、飲食の提供を伴うものをいう。
(4) 項	百貨店 マーケット その他の物品販売業を営む店舗  展示場	「百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗」とは、店舗において客に物品を販売する施設をいう。  「展示場」とは、物品を陳列して不特定多数の者に見せ、物品の普及、販売促進等に供する施設をいう。	日用品市場 画廊 見本市会場 ガソリンスタンド コンビニエンスストア 卸売問屋 各種小売店舗 展示を目的とする産業会館	1 物品販売店舗は、大衆を対象としたものであり、かつ、店構えが当該店舗内に大衆が自由に出入りできる形態を有するものをいう。 2 店舗で物品の受渡しを行わないものは、物品販売店舗に含まないものとする。 3 展示場（ショールーム）のうち次のすべてに該当する場合は、(15) 項又は主たる用途の従属部分として取扱う。 (1) 特定の企業の施設であり、当該企業の製品のみを展示陳列するもの。 (2) 販売を主目的としたものではなく、宣伝行為の一部として展示陳列するもの。 (3) 不特定多数の者の出入りが極めて少ないもの 4 画廊で物品販売を行わないものについては、(8) 項として取扱う。

項	用途	定義	具体的な施設例	備考
(5) 項 イ	旅館	「旅館」とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が和式のものをいう。	保養所 ユースホテル モーテル 簡易宿泊所 ウィークリーマンション	<ol style="list-style-type: none"> <li>旅館業法の適用を受けているものは、全て本項として取扱う。</li> <li>旅館業法の適用を受けず、共同住宅の住戸単位で短期間の契約により賃貸を行い、リネンの提供等、明らかにホテル等と同等の宿泊形態をとるものにあつては、本項として取扱う。</li> <li>「その他これらに類するもの」に該当するか否かの判定については、次の(1)から(4)までに掲げる条件等を勘案する必要があること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>不特定多数の者の宿泊が継続して行われていること。</li> <li>ベッド、長いす、リクライニングチェア、布団等の宿泊に用いることが可能な設備、器具等があること。</li> <li>深夜営業、24時間営業等により夜間も客が施設にいること。</li> <li>施設利用に対して料金を徴収していること。</li> </ol> </li> </ol>
	ホテル	「ホテル」とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が洋式のものをいう。		
	宿泊所	「宿泊所」とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が多人数で共用するよう設けられているものをいう。		
	その他これらに類するもの	「その他これらに類するもの」とは、主たる目的は宿泊以外のもので、副次的に宿泊を提供する施設をいう。		
(5) 項 ロ	寄宿舎	「寄宿舎」とは、官公庁、学校、会社等が従業員、学生、生徒等を集団的に居住させるための施設をいい、宿泊料の有無は問わないものであること。	マンション アパート 社員寮 研修所の宿泊施設 マンスリーマンション サービス付き高齢者向け住宅 その他高齢者を住ませることを目的としたマンション等(備考4参照) 小規模住居型児童養育事業が行われる施設	<ol style="list-style-type: none"> <li>長屋は本項に該当しない。</li> <li>1階が長屋で2階が共同住宅のものにあつては、棟全体を本項として取扱う。</li> <li>研修所に付帯する宿泊施設であっても、短期間(1ヶ月未満)利用する形態は、(5)項イとして取扱う。</li> <li>サービス付き高齢者向け住宅その他高齢者を住ませることを目的としたマンション等で介護サービスの提供が状況把握及び生活相談サービスのみである場合又は入居者が外部事業者と個別に契約して介護サービス等の提供を受けている場合は本項として取扱う。</li> <li>小規模住居型児童養育事業が行われる施設のうち、もっぱら乳幼児の養育を常態とする場合については、実態に鑑み、(6)項ロ又はハとして取扱う。</li> </ol>
	下宿	「下宿」とは、1ヶ月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて宿泊させる施設をいう。		
	共同住宅	「共同住宅」とは、住宅として用いられる2以上の集合住宅のうち、居住者が廊下、階段、エレベーター等を共用するもの(構造上の共用部分を有するもの)をいう。		

項	用途	定義	具体的な 施設例	備考
(6) 項 イ (1)	病院	<p>次のいずれにも該当する病院 <b>(注1)</b> (火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるもの <b>(注2)</b> を除く。)</p> <p>1 診療科名中に特定診療科名 (内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名 <b>(注3)</b> をいう。) を有すること。</p> <p>2 医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床又は同項第5号に規定する一般病床を有すること。</p> <p><b>(注1)</b> 「病院」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、20人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。 (参考：医療法第1条の5)</p>		<p><b>(注2) 総務省令で定める病院に係る事項</b></p> <p>1 総務省令で定める病院は、次のいずれにも該当する体制を有する病院をいう。 (1) 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員の数が、病床数が26床以下のときは2、26床を超えるときは2に13床までを増すごとに1を加えた数を常時下回らない体制 (2) 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員 (宿直勤務を行わせる者を除く。) の数が、病床数が60床以下のときは2、60床を超えるときは2に60床までを増すごとに2を加えた数を常時下回らない体制</p> <p>2 前1の「体制」とは前1(1)による職員の総数の要件及び前1(2)による宿直勤務者を除いた職員数の要件の両方を満たす体制をいうものであること。 (例) 病床数が60の場合、職員の総数が5人以上であり、かつ、当該職員のうち宿直勤務者を除いた職員数が2人以上である体制をいう。</p> <p>3 前1(1)の「職員の数」とは、1日の中で、最も職員が少ない時間帯に勤務している職員 (宿直勤務者を含む。) の総数を基準とするものであること。なお、職員の数は原則として棟単位で算定を行うこと。</p> <p>4 前1(1)及び前1(2)の「その他の職員」とは、歯科医師、助産師、薬剤師、准看護師、その他病院に勤務する職員をいうこと。なお、原則として、委託により警備に従事させる警備員は含まないが、病院に常駐しており、防火対象物の構造及び消防用設備等の位置を把握し、火災時に適切に対応が可能なのはこの限りではないこと。</p> <p>5 前1(1)の「病床数」とは、医療法第7条に規定する病床数 (以下「許可病床数」という。) をいうこと。</p> <p>6 前1(2)の「宿直勤務を行わせる者」とは、労働基準法施行規則 (昭和22年厚生省令第23号) 第23条に規定する「宿直の勤務で断続的な業務」を行う者を行い、通常の勤務の終了後において、勤務の継続に当たらない軽度又は短時間の業務を行うために勤務し、当該勤務中に仮眠等の就寝を伴うことを認められた職員をいうこと。</p> <p><b>(注3) 総務省令で定める診療科名 (以下「特定診療科名」という。) に係る事項</b></p> <p>1 特定診療科名は、医療法施行令第3条の2に規定する診療科名のうち、次に掲げるもの以外のものとする。 (1) 肛門外科、乳腺外科、形成外科、美容外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、産科、婦人科</p>

項	用途	定義	具体的な施設例	備考
(6) 項 イ (1)				<p>(2) 前1 (1) に掲げる診療科名と医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ(1)から(4)までに定める事項とを組み合わせた名称</p> <p>(3) 歯科</p> <p>(4) 歯科と医療法施行令第3条の2第1項第2号ロ(1)及び(2)に定める事項とを組み合わせた名称</p> <p>2 特定診療科名以外の診療科名については、規則第5条第4項第1号及び第3号に規定する13診療科名（肛門外科、乳腺外科、形成外科、美容外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、産科、婦人科及び歯科）のほか、同項第2号及び第4号の規定により13診療科名と医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ(1)から(4)までに定める事項とを組み合わせた名称も該当すること。  （組み合わせた名称の例：小児眼科、歯科口腔外科、女性美容外科）  ただし、医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ(1)に掲げる事項（身体や臓器の名称）については、外科のうち肛門及び乳腺のみが、同号ハ(3)に掲げる事項（診療方法の名称）については、外科のうち形成及び美容のみが、それぞれ該当することとしたものであり、同号ハ(1)及び(3)に掲げる事項でこれら以外のものと肛門外科、乳腺外科、形成外科又は美容外科が組み合わせられたものは、複数の診療科名（例：大腸・肛門外科であれば、大腸外科及び肛門外科に該当する。）として取り扱うこと。</p> <p>3 2以上の診療科名を標榜する病院又は有床診療所であつて、特定診療科名とそれ以外の診療科名の両方が混在するものは、全体として特定診療科名を有する病院又は有床診療所として取り扱うこと。</p> <p>4 医療法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第36号。以下「改正令」という。）による改正前の医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2に規定されていた診療科名については、改正令附則第2条の規定により改正令施行後も当該診療科名を引き続き標榜できることとなっているが、当該診療科名のうち、改正令による改正後の医療法施行令第3条の2に規定されていない診療科名は、皮膚泌尿器科及びこう門科を除き、特定診療科名とみなすこと。</p> <p>5 麻酔科を標榜していない医療機関においても実施される医療行為であり、また、麻酔科の標榜の有無により当該医療機関の患者の様態や職員の体制に差が生じないことから、特定診療科名に該当するか否かの判断は、標榜している診療科名のうち麻酔科以外の診療科名により行うこと。</p>

項	用途	定義	具体的な施設例	備考
(6) 項イ(2)	診療所	次のいずれにも該当する診療所 <b>(注1)</b> 1 診療科名中に特定診療科名 <b>(注2)</b> を有すること。  2 4人以上の患者を入院させるための施設を有すること。  <b>(注1)</b> 「診療所」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう。 (参考：医療法第1条の5) <b>(注2)</b> 特定診療科名については、(6)項イ(1)の備考欄 <b>(注3)</b> を参照すること。		1 「4人以上の患者を入院させるための施設」とは、許可病床数が4以上であるものをいうこと。ただし、許可病床数が4以上であっても、一日平均入院患者数（1年間の入院患者のべ数を同期間の診療実日数で除した値をいう。以下同じ。）が1未満のものにあつては「4人以上の患者を入院させるための施設を有する」に該当しないものとして取り扱って差し支えない。  2 2以上の診療科名を標榜する病院又は有床診療所であつて、特定診療科名とそれ以外の診療科名の両方が混在するものは、全体として特定診療科名を有する病院又は有床診療所として取り扱うこと。
(6) 項イ(3)	病院（(6)項イ(1)に掲げるものを除く。）  診療所（(6)項イ(2)に掲げるものを除く。）  入所施設を有する助産所	病院（(6)項イ(1)に掲げるものを除く。）、患者を入院させるための施設を有する診療所（(6)項イ(2)に掲げるものを除く。）又は入所施設を有する助産所 <b>(注1)</b>  <b>(注1)</b> 「助産所」とは、助産師が公衆又は特定多数人のためその業務（病院又は診療所において行うものを除く。）を行う場所をいう。助産所は、妊婦、産婦又はじょく婦10人以上の入所施設を有してはならない。 (参考：医療法第2条)		
(6) 項イ(4)	患者を入院させるための施設を有しない診療所  入所施設を有しない助産所	患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所		保健所は、(15)項として取扱う。

項	用途	定義	具体的な施設例	備考
(6) 項 ロ (1)	老人短期入所施設	<p>「老人短期入所施設」とは、65歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難になった者等を短期間入所させ、養護することを目的とする施設をいう。 (参考：老人福祉法第20条の3)</p>	ケアハウス	<p><b>6項ロ及びハの用途区分の判定に係る共通事項（以下「共通事項」という。）</b></p> <p>1 (6) 項ロ又はハに掲げる防火対象物のうち、入居者等（入所者若しくは入居者又は宿泊者をいう。以下同じ。）の状態により用途を判定するものについては、施設名称、運営主体、事業形態、サービスの提供の実態等から区分できる単位（以下「区分単位」という。）ごとに判定すること。</p> <p>2 入居者等の人数は次によること。 (1) 実際に入所若しくは入居又は宿泊している人数とすること。 (2) 前2(1)が明確でないときは、社会福祉施設等が届出等により福祉部局に示している定員又は新規に社会福祉施設等を設置しようとする際に示す定員の予定数によること。 (3) 前2(2)の届出等がない場合には、防火対象物の入所若しくは入居又は宿泊の用に供する部屋の数、規模及び形態等の事業者の受入れ体制に関する資料の提出を求め、推定される人数とすること。</p> <p>3 規則第5条第6項、第8項及び第9項に規定する「業として」とは、報酬の有無にかかわらず、介護保険制度外の自主事業として福祉サービスを提供するものを含むものであること。</p> <p><b>高齢者施設に係る事項</b></p> <p>1 「避難が困難な要介護者を主として入居させる」とは、要介護状態区分3以上の者の割合が、施設全体の定員の半数以上であることをいう。</p> <p>2 「避難が困難な要介護者を主として宿泊させる」とは、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものであること。 (1) 当該施設の宿泊サービスを利用する避難が困難な要介護者の割合が、当該施設の宿泊サービスを利用する者全体の半数以上である。 (2) 利用者の要介護の状態等を把握することが困難である場合において、実態として複数の要介護者に対して宿泊サービスを提供した日が月5日以上である。</p>
	養護老人ホーム	<p>「養護老人ホーム」とは、65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由（政令で定めるものに限る）により居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。 (参考：老人福祉法第20条の4)</p>		
	特別養護老人ホーム	<p>「特別養護老人ホーム」とは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者を入所させ、養護することを目的とする施設をいう。 (参考：老人福祉法第20条の5)</p>		
	軽費老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）	<p>「軽費老人ホーム（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分（<b>注1</b>）に該当する者（以下「避難が困難な要介護者」という。）を主として入居させるものに限る。）とは、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設のうち、要介護状態区分3以上の者の割合が、施設全体の定員の半数以上を占めるもので、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームを除くものをいう。 (参考：老人福祉法第20条の6)</p> <p><b>(注1)</b> 総務省令で定める区分は、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項第3号から第5号までに掲げる区分（要介護状態区分3から5）とする。</p>		

項	用途	定義	具体的な施設例	備考
(6) 項 ロ (1)	有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）	<p>「有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）とは、老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜の供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。）をする事業を行う施設のうち、要介護状態区分3以上の者の割合が、施設全体の定員の半数以上であるものをいう。</p> <p>（参考：老人福祉法第29条）</p>	サービス付き高齢者向け住宅その他高齢者を住まわせることを目的としたマンション等（備考「高齢者施設に係る事項」4参照）	<p>3 入居又は宿泊の状況について、利用者が比較的短期間に入れ替わる等の事情により用途が定まらない場合には、次により施設の定常的な状況を確認した上で判定すること。</p> <p>(1) 前1又は前2(1)により用途を判定する場合、避難が困難な要介護者を主として入居又は宿泊させている日数の割合が、3ヶ月間において半数以上である場合に、(6)項ロ(1)として判定すること。</p> <p>(2) 前2(2)により用途を判定する場合 複数の要介護者に対して宿泊サービスを提供した日が、3ヶ月間において15日以上である場合に、(6)項ロ(1)として判定すること。</p>
	介護老人保健施設	<p>「介護老人保健施設」とは、要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設として、介護保険法第94条第1項の都道府県知事の許可を受けたものをいう。</p> <p>（参考：介護保険法第8条第28項）</p>		<p>4 高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅その他高齢者を住まわせることを目的としたマンション等に係る令別表第1の用途の判定については次によること。</p>
	老人短期入所事業を行う施設	<p>「老人短期入所事業を行う施設」とは、65歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難になった者等を、短期間入所させ、養護する事業を行うための施設をいう。</p> <p>（参考：老人福祉法第5条の2第4項）</p>		<p>(1) 事業者又は当該事業者から委託、紹介又はあっせんを受けた第3者によって、老人を入居させ、食事の提供、介護サービス（状況把握及び生活相談サービスを除く。）の提供又は家事代行その他老人福祉法第29条第1項に規定するサービス（以下「介護サービス等」という。）の提供（将来において提供を約する場合を含む。）が行われているマンション等については有料老人ホームに該当すること。</p> <p>(2) 事業者等により食事を提供する食堂や、事業者等による介護サービス等の提供の場となる共同浴場の有無は、具体的な判断の目安の1つとなること。</p> <p>(3) 事業者による第3者への委託、紹介又はあっせんの有無は、契約書により確認すること。</p>
	小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）	<p>「小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）とは、65歳以上の者であって、身体上または精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者につき、これらの者の心身の状況、置かれている環境等に応じて入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他日常生活に必要な便宜及び機能訓練を供与する事業を行うため、通所又は短期間宿泊させる施設のうち、要介護状態区分3以上の者の割合が、当該施設の宿泊サービスを利用する者全体の半数以上であるもの又は利用者の要介護状態等を把握することが困難である場合において、実態として複数の要介護者を1月あたり5日以上施設に宿泊させるサービスを提供しているものをいう。</p> <p>（参考：老人福祉法第5条の2第5項）</p>		<p>(4) サービスの提供が状況把握及び生活相談サービスのみである場合又は入居者が外部事業者と個別に契約して介護サービス等の提供を受けている場合、当該マンション等は(5)項ロに掲げる防火対象物に該当すること。</p> <p>(5) 有料老人ホームの設置主体は原則として個人経営でないこととされていることから、個人経営によるマンション等に入居させ入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療の提供が行われている場合、当該マンション等は(6)項ロ(1)又はハ(1)の「その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの」に該当すること。</p>

項	用途	定義	具体的な施設例	備考
(6) 項 ロ (1)	<p>認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設</p> <p>その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの</p>	<p>「認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設」とは、65歳以上の者であつて、認知症であるために日常生活を営むのに支障がある者等が、共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行うための施設をいう。 (参考：老人福祉法第5条の2第6項)</p> <p>「その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの」とは、次の1又は2に該当する施設をいう。</p> <p>1 避難が困難な要介護者を主として入居させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（(6)項イに掲げるものを除く。）のうち、要介護状態区分3以上の者の割合が、施設全体の定員の半数以上であるもの。</p> <p>2 避難が困難な要介護者を主として宿泊させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（(6)項イに掲げるものを除く。）のうち、要介護状態区分3以上の者の割合が、当該施設の宿泊サービスを利用する者全体の半数以上であるもの又は利用者の要介護状態等を把握することが困難である場合において、実態として複数の要介護者を1月あたり5日以上施設に宿泊させるサービスを提供しているもの。</p>	<p>認知症高齢者グループホーム</p> <p>宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンター、宿泊サービスを提供する老人デイサービス事業を行う施設、複合型サービスを行う施設</p>	<p>5 (6)項ロ(1)又はハ(1)に規定する「その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの」とは、いわゆるお泊まりデイサービスを行う事業所（介護保険制度外の自主事業として、指定通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に宿泊サービスを提供する事業所をいう。以下同じ。）や介護保険法第8条第23項に規定する複合型サービスを行う施設等を想定しており、これらの用途の判定については、入居又は宿泊の実態に応じ、前2又は3と同様に行うこと。なお、複合型サービスとは、介護保険法施行規則第17条の12の規定において、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組み合わせにより提供されるサービスとされているものであること。</p>
(6) 項 ロ (2)	<p>救護施設</p>	<p>「救護施設」とは、生活保護を必要とする状態にある者で、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。 (参考：生活保護法第38条第2項)</p>		<p>1 6項ロ(1)備考の共通事項を参照すること。</p> <p>2 救護施設において行われる居宅生活訓練事業による、訓練用住居（アパート、借家等）については、入所している被保護者が居宅において生活を送ることが可能であると認められる者であることから、単身入居であり、かつ、入居形態が一般の共同住宅と変わらないものにあつては、各居宅の実態に応じて、(5)項ロとして取り扱うこと。</p>

項	用途	定義	具体的な施設例	備考
(6) 項口(3)	乳児院	「乳児院」とは、乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。 (参考：児童福祉法第37条)		6項口（1）備考の共通事項を参照すること。
(6) 項口(4)	障害児入所施設	「障害児入所施設」とは、障害児を入所させて、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行うことを目的とする施設をいう。 (参考：児童福祉法第42条)		6項口（1）備考の共通事項を参照すること。
(6) 項口(5)	障害者支援施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）	「障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児であって、同条第4項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分（ <b>注1</b> ）に該当する者（以下「避難が困難な障害者等」という。）を主として入所させるものに限る。）」とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援B型）を行う施設のうち障害支援区分4以上の者が全入所者の8割を超えるものをいう。 (参考：障害者総合支援法第5条第11項) <b>(注1)</b> 総務省令で定める区分は、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号）第1条第5号から第7号（障害支援区分4から6）までに掲げる区分とする。		6項口（1）備考の共通事項を参照すること。  <b>障害者福祉施設等に係る事項</b> 1 （6）項口(5)に規定する「避難が困難な障害者等を主として入所させる」とは、避難が困難な障害者等の割合が、施設全体の入所者の8割を超えるものであること。 2 入所者が比較的短期間に入れ替わる等の事情により用途が定まらない場合は、定常的な状態として前年度実績等の一定期間の利用者の状況を確認した上で、避難が困難な障害者等を主として入所させる日数の割合が、一定期間において半数以上になる場合は令別表第1（6）項口(5)と判定すること。 3 障害児は原則として、障害支援区分の認定を受けていないこと。

項	用途	定義	具体的な施設例	備考
(6) 項ロ(5)	<p>障害者短期入所を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）</p> <p>障害者共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）</p>	<p>「障害者短期入所を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）」とは、居宅において介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障害者等につき、短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の便宜を供与するための施設のうち、障害支援区分4以上の者が全入所者の8割を越えるものをいう。 （参考：障害者総合支援法第5条第8項）</p> <p>「障害者共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）」とは、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う施設のうち、障害支援区分4以上の者が全入所者の8割を越えるものをいう。 （参考：障害者総合支援法第5条第15項）</p>	障害者グループホーム	<p>4 障害者共同生活援助を行う施設のうち、川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第197条第2項に規定するサテライト型住居は、(5) 項ロとして取扱う。</p> <p>5 障害者共同生活援助を行う施設のうち、平成26年3月以前から複数の建物を用いて1つの共同生活住居をなすもの（以下「旧サテライト型住居」という。）は、原則として(6) 項ロ又はハとして取扱う。 ただし、旧サテライト型住居が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成18年12月6日付け障発第1206001号）第13、2(5)に定める基準(③イを除く。)に適合する場合は、(5) 項ロとして取扱う。</p>
(6) 項ハ(1)	老人デイサービスセンター  軽費老人ホーム((6) 項ロ(1)に掲げるものを除く。)	<p>「老人デイサービスセンター」とは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者(養護者を含む)を通わせ、入浴、食事の提供、機能訓練及び介護方法の指導等の便宜を供与することを目的とする施設をいう。 （参考：老人福祉法第20条の2の2）</p> <p>「軽費老人ホーム((6) 項ロ(1)に掲げるものを除く。）」とは、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設のうち、要介護状態区分3以上の者の割合が、施設全体の定員の半数未満で、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームを除くものをいう。 （参考：老人福祉法第20条の6）</p>	ふれあいデイサービスセンター	6 項ロ(1) 備考の共通事項及び高齢者施設に係る事項を参照すること

項	用途	定義	具体的な施設例	備考
(6) 項 ハ (1)	老人福祉センター	<p>「老人福祉センター」とは、無料又は低額な料金を、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設をいう。</p> <p>(参考：老人福祉法第20条の7)</p>	老人福祉センター、福祉会館、シルバーセンター	
	老人介護支援センター	<p>「老人介護支援センター」とは、地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその者を現に養護する者と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>(参考：老人福祉法第20条の7の2)</p>		
	有料老人ホーム（(6)項ロ（1）に掲げるものを除く。）	<p>「有料老人ホーム（(6)項ロ（1）に掲げるものを除く。）」とは、老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜の供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。）をする事業を行う施設のうち、要介護状態区分3以上の者の割合が、施設全体の定員の半数未満であるものをいう。</p> <p>(参考：老人福祉法第29条)</p>	サービス付き高齢者向け住宅その他高齢者を住まわせることを目的としたマンション等（5項ロ、6項ロ（1）以外のもの）	
	老人デイサービス事業を行う施設	<p>「老人デイサービス事業を行う施設」とは、65歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者（その養護者を含む。）等につき、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他必要な便宜を供与する事業を行うための施設をいう。</p> <p>(参考：老人福祉法第5条の2第3項)</p>		

項	用途	定義	具体的な施設例	備考
(6) 項ハ(1)	<p>小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（(6)項口(1)に掲げるものを除く。）</p> <p>その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの。</p>	<p>「小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（(6)項口(1)に掲げるものを除く。）」とは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者につき、これらの者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他日常生活に必要な便宜及び機能訓練を供与する事業を行うため、通所又は短期間宿泊させる施設のうち、要介護状態区分3以上の者の割合が当該施設の宿泊サービスを利用する者全体の半数未満であるもの、又は実態として複数の要介護者を1月あたり5日以上施設に宿泊させるサービスを提供していないものをいう。</p> <p>(参考：老人福祉法第5条の2第5項)</p> <p>「その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの」とは、老人に対して、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（6項イ及び6項口(1)に掲げるものを除く。）をいう。</p>	<p>宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンター、宿泊サービスを提供する老人デイサービス事業を行う施設、複合型サービスを行う施設（(6)項口(1)に掲げるもの以外のもの）</p>	
(6) 項ハ(2)	<p>更生施設</p>	<p>「更生施設」とは、生活保護を必要とする状態にある者で、身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする者を入所させて生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>(生活保護法第38条第3項)</p>		<p>6項口(1) 備考の共通事項を参照すること</p>

項	用途	定義	具体的な施設例	備考
(6) 項 ハ (3)	助産施設	<p>「助産施設」とは、保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設をいう。 (参考：児童福祉法第36条)</p>	認可外保育施設	6項ロ（1）備考の共通事項を参照すること
	保育所	<p>「保育所」とは、日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設をいう。 (参考：児童福祉法第39条)</p>		
	幼保連携型認定こども園	<p>「幼保連携型認定こども園」とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として設置される施設をいう。 (参考：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項)</p>		
	児童養護施設	<p>「児童養護施設」とは、乳児を除く保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設をいう。 (参考：児童福祉法第41条)</p>		
	児童自立支援施設	<p>「児童自立支援施設」とは、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。 (参考：児童福祉法第44条)</p>		

項	用途	定義	具体的な施設例	備考
(6) 項 ハ (3)	<p>児童家庭支援センター</p> <p>一時預かり事業を行う施設</p> <p>家庭的保育事業を行う施設</p> <p>その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの</p>	<p>「児童家庭支援センター」とは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、児童福祉法第26条第1項第2号及び第27条第1項第2号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整、訪問等のその他厚生労働省令の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。 (参考：児童福祉法第44条の2)</p> <p>「一時預かり事業」とは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所、認定子ども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。 (参考：児童福祉法第6条の3第7項)</p> <p>「家庭的保育事業を行う施設」とは、乳児又は幼児について、家庭的保育者（市町村長又は特別区の区長が適当と認めるもの）の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う施設をいう。 (参考：児童福祉法第6条の3第9項)</p> <p>「その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの」とは、業として乳児若しくは幼児を一時的に預かる施設又は業として乳児若しくは幼児に保育を提供する施設（同項口に掲げるものを除く。）とする。</p>		
(6) 項 ハ (4)	<p>児童発達支援センター</p>	<p>「児童発達支援センター」とは、障害児を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療を提供することを目的とする施設をいう。 (参考：児童福祉法第43条)</p>		<p>6項口（1）備考の共通事項を参照すること</p>

項	用途	定義	具体的な施設例	備考
(6) 項 ハ (4)	<p>児童心理治療施設</p> <p>児童発達支援を行う施設</p> <p>放課後等デイサービスを行う施設</p>	<p>「児童心理治療施設」とは、家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。 (参考：児童福祉法第43条の2)</p> <p>「児童発達支援を行う施設」とは、障害児につき、児童発達支援センターその他の厚生労働省で定める施設に通わせ、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省で定める便宜を供与するための施設をいう。 (参考：児童福祉法第6条の2の2第2項)</p> <p>「放課後等デイサービスを行う施設」とは、学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に、児童発達支援センターその他の厚生労働省で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与するための施設で児童発達支援センターを除くものをいう。 (参考：児童福祉法第6条の2の2第4項)</p>		
(6) 項 ハ (5)	<p>身体障害者福祉センター</p> <p>障害者支援施設（(6)項口(5)に掲げるものを除く。）</p>	<p>「身体障害者福祉センター」とは、無料又は低額な料金で、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設をいう。 (参考：身体障害者福祉法第31条)</p> <p>「障害者支援施設（(6)項口(5)に掲げるものを除く。）」とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援B型）を行う施設のうち障害支援区分4以上の者が全入所者の8割以下のものをいう。 (参考：障害者総合支援法第5条第11項)</p>		6項口(1)備考の共通事項及び6項口(5)備考の障害者福祉施設等に係る事項を参照すること

項	用途	定義	具体的な施設例	備考
(6) 項 ハ (5)	地域活動支援センター	<p>「地域活動支援センター」とは、障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援を供与する施設をいう。</p> <p>(参考：障害者総合支援法第5条第25項)</p>		
	福祉ホーム	<p>「福祉ホーム」とは、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設をいう。</p> <p>(参考：障害者総合支援法第5条第26項)</p>		
	生活介護を行う施設	<p>「生活介護を行う施設」とは、常時介護を必要とする障害者につき、主として昼間において、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設において行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。</p> <p>(参考：障害者総合支援法第5条第7項)</p>		
	短期入所を行う施設（(6)項口(5)に掲げるものを除く。）	<p>「短期入所を行う施設（(6)項口(5)に掲げるものを除く。）」とは、居宅において介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障害者等につき、短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の便宜を供与するための施設のうち、障害支援区分4以上の者が全入所者の8割以下のものをいう。</p> <p>(参考：障害者総合支援法第5条第8項)</p>		
自立訓練を行う施設	<p>「自立訓練を行う施設」とは、障害者につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、厚生労働省令で定める期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するための施設をいう。</p> <p>(参考：障害者総合支援法第5条第12項)</p>			

項	用途	定義	具体的な施設例	備考
(6) 項 ハ (5)	<p>就労移行支援事業を行う施設</p> <p>就労継続支援を行う施設</p> <p>共同生活援助を行う施設 ((6) 項口(5)に掲げるものを除く。)</p>	<p>「就労移行支援事業を行う施設」とは、就労を希望する65歳未満の障害者につき、厚生労働省令で定める期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適正に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な便宜を供与する施設をいう。 (参考：障害者総合支援法第5条第13項)</p> <p>「就労継続支援を行う施設」とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な便宜を供与するための施設をいう。 (参考：障害者総合支援法第5条第14項)</p> <p>「共同生活援助を行う施設（(6) 項口(5)に掲げるものを除く。）」とは、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う施設のうち、障害支援区分4以上の者が全入所者の8割以下のものをいう。 (参考：障害者総合支援法第5条第15項)</p>		
(6) 項 ニ	<p>幼稚園</p> <p>特別支援学校</p>	<p>「幼稚園」とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする学校をいう。 (参考：学校教育法第22条)</p> <p>「特別支援学校」とは、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校をいう。 (参考：学校教育法第72条)</p>		

項	用途	定義	具体的な施設例	備考
(7) 項	小学校	「小学校」とは、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする学校をいう。 (参考：学校教育法第29条)	看護学校 予備校等 外国語学校 理容学校 洋裁学校 料理学校 タイピスト学校 コンピュータ学校 一学校 経理学校 消防学校 警察学校 職業訓練所 自動車教習所 学習塾	1 学校の体育館、講堂（観覧施設のないものに限る。）及び図書館は、本項として取扱う。  2 各種学校等の認可を得ていないものでも、本項として取扱う。  3 「学習塾」で小規模学習塾（児童数等20人以下）にあつては、(15)項として取扱う。
	中学校	「中学校」とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする学校をいう。 (参考：学校教育法第45条)		
	義務教育学校	「義務教育学校」とは、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを目的とする学校(小中一貫校)をいう。 (参考：学校教育法第49条の2)		
	高等学校	「高等学校」とは、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする学校をいう。 (参考：学校教育法第50条)		
	中等教育学校	「中等教育学校」とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、義務教育として行われる普通教育並びに高度な普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とする学校(中高一貫校)をいう。 (参考：学校教育法第63条)		
	高等専門学校	「高等専門学校」とは、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする学校をいう。 (参考：学校教育法第115条)		
	大学	「大学」とは、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする学校をいう。 (参考：学校教育法第83条)		
専修学校	「専修学校」とは、職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とする学校をいう。 (参考：学校教育法第124条)			

項	用途	定義	具体的な施設例	備考
(7) 項	各種学校  その他これらに類するもの	「各種学校」とは、学校教育法第1条に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うものをいう。 (参考：学校教育法第134条)  「その他これらに類するもの」とは、学校教育法に定める以外のもので、学校教育に類する教養を行う施設をいう。		
(8) 項	図書館  博物館 美術館  その他これらに類するもの	「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設をいう。  「博物館又は美術館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管(育成を含む。)し、展示して教育的配慮の下に一般利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するための施設をいう。		1 神社、寺院等において、その所蔵品等を展示して公衆の観覧に供する施設は、宝物殿として独立棟であるなどその独立性が強いときは、本項に該当する。  2 「その他これらに類するもの」には、博物館法にいう博物館に該当しない郷土館、記念館及び画廊等が該当する。
(9) 項 イ	蒸気浴場  熱気浴場  その他これらに類するもの	「蒸気浴場」とは、蒸気浴を行う公衆浴場をいう。  「熱気浴場」とは、電熱器等を熱源として、高温低湿の空気を利用する公衆浴場をいう。  「その他これらに類するもの」とは、個室浴場を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供するものをいう。	ソーブランド サウナ浴場	
(9) 項 ロ	公衆浴場	「公衆浴場」とは、公衆浴場法の適用を受ける公衆浴場((9)項イに掲げるものを除く。)をいう。	銭湯 岩盤浴場	主として本項の公衆浴場として使用し、一部に熱気浴場のあるものは、全体を本項として取扱う。

項	用途	定義	具体的な施設例	備考
(10) 項	車両の停車場 船舶、航空機の発着場	「車両の停車場」とは、鉄道車両の駅舎（プラットフォームを含む。）、バスターミナルの建築物等をいう（旅客の乗降又は待合の用に供するものに限る。）。 「船舶又は航空機の発着場」とは、船舶の発着するふ頭、航空機の発着する空港施設等をいう（旅客の乗降又は待合の用に供するものに限る。）。		
(11) 項	神社 寺院 教会 その他これらに類するもの	「神社、寺院、教会その他これらに類するもの」とは、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い及び信者を教化育成することを目的とする施設をいう。		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 一般に、宗教法人法第2条に定める宗教団体の施設が該当する。</li> <li>2 結婚式の披露宴会場で、独立性の高いものは本項に該当しない。</li> <li>3 礼拝堂及び聖堂は、規模形態にかかわらず本項に該当する。</li> <li>4 宿坊等で不特定多数の者が利用しており、かつ、当該用途部分の独立性が強く、もっぱらその用に供されている場合は、(5)項イとして扱う。</li> </ol>
(12) 項イ	工場 作業場	「工場又は作業所」とは、機械又は道具を使用して、物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上、仕立、破壊又は解体を行う施設であり、工場は、物の製造又は加工を主として行うところでその機械化が比較的高度化されたものをいい、作業場は、その機械化が比較的低いものをいう。	製造所 集配センター	運送会社等の中継施設（荷捌きを含む。）については(15)項として取扱う。
(12) 項ロ	映画スタジオ テレビスタジオ	「映画スタジオ又はテレビスタジオ」とは、大道具や小道具を用いてセットを作り、映画フィルム又はビデオテープを作成若しくは編集する施設をいう。		
(13) 項イ	自動車車庫 駐車場	「自動車車庫」とは、自動車を運行中以外の場合にもっぱら格納する施設をいう。 「駐車場」とは、自動車を駐車（客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停止）させるための施設をいう。		駐輪場のうち、自転車のみを保管する部分については(15)項として取扱い、オートバイを保管する部分については本項として取扱う。

項	用途	定義	具体的な施設例	備考
(13) 項 口	飛行機 回転翼航空機 の格納庫	「飛行機又は回転翼航空機の格納庫」とは、航空の用に供することができる飛行機、滑空機、飛行船、ヘリコプターを格納する施設をいう。		
(14) 項	倉庫	「倉庫」とは、物品の滅失若しくは損傷を防止するための工作物であって、物品の保管の用に供するものをいう。		営業用又は自家用であることは問わない。工場、商店等の付属倉庫は、独立性の強いものを除き、本項には該当しない。
(15) 項	その他の事業所	「その他の事業所」とは、(1)項から(14)項までに掲げる防火対象物以外のものをいう。	官公署 事務所 銀行 理容室 美容室 ラジオスタジオ 発電所 変電所 ごみ焼却場 火葬場 写真館 温室 動物園 動物病院 祭場 スポーツ施設 電車車庫 納骨堂 駐輪場 卸売市場 自動車販売展示場 子育て広場 町内会館	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 スポーツ施設で観覧席（小規模な選手控室を除く。）を有しないものにあつては、本項として取扱う。</li> <li>2 葬儀場は本項として取扱う。</li> <li>3 電車車庫のうち、車両の保管以外に車両の点検及び整備を伴うものは、(12)項イとして取扱う。</li> <li>4 卸売市場の仲卸部分は、(4)項として取扱う。</li> <li>5 宿泊施設のない研修所は、本項として取扱う。</li> <li>6 マッサージ、レンタルルーム等で、主たる目的は宿泊以外のものであつても、副次的な目的として宿泊サービスを提供している施設については(5)項イに掲げる防火対象物として取り扱う。</li> </ol>

項	用途	定義	具体的な施設例	備考
(15) 項			スポーツ施設 のクラブハウス はり灸院 職業訓練施設 研修所 クリーニング 店 モデルハウス レンタルショッ プ 子供文化センタ ー 老人いこいの 家 レンタルルー ム マッサージ 地域包括支援 センター	
(16) 項 イ	複合用途防火対 象物のうち、その 一部が(1)項から (4)項まで、(5) 項イ、(6)項又は (9)項イに掲げる 防火対象物の用 途に供されている もの	(16)項イに掲げる防火対象物のうち、(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が当該部分が存する防火対象物の延べ面積の10分の1以下であり、かつ、300㎡未満であるものは小規模特定用途複合防火対象物として取扱う。		1 令別表第1中同一の項の中でイ、ロ、ハ又はニに分類された防火対象物の用途に供されるものが同一の防火対象物に存するものにあつては(16)項として取扱う。 2 2以上の用途に供される防火対象物で令第1条の2第2項後段の規定の適用により複合用途防火対象物以外の防火対象物となるものの主たる用途が(1)項から(15)項までの各項に掲げる防火対象物の用途であるときは、当該防火対象物は、当該各項に掲げる防火対象物とする。
(16) 項 ロ	(16)項イに掲げ る複合用途防火 対象物以外の複 合用途防火対象 物			2以上の用途に供される防火対象物で令第1条の2第2項後段の規定の適用により複合用途防火対象物以外の防火対象物となるものの主たる用途が(1)項から(15)項までの各項に掲げる防火対象物の用途であるときは、当該防火対象物は、当該各項に掲げる防火対象物とする。

項	用途	定義	具体的な施設例	備考
(16の2)項	地下街	地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で、連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたものをいう。		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地下道に連続して面する店舗、事務所等の地下工作施設が存する下層階に設けられ、かつ、当該部分から階段等で通じている駐車場は、地下街に含まれるものとして扱う。</li> <li>2 地下街の同一階層の地下鉄道部分（出札室、事務室等）は、地下街に含まれないものであること。</li> <li>3 (1)項から(16)項までに掲げる用途に供される建築物が(16の2)項に掲げる防火対象物内に存するときは、これらの建築物は、同項に掲げる防火対象物の部分とみなす。</li> </ol>
(16の3)項	建築物の地階（(16の2)項に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。）			<ol style="list-style-type: none"> <li>1 「消防法施行令の一部を改正する政令及び施行規則の一部を改正する省令の運用について」（昭和56年6月20日消防字第133号）第1.1を参照すること。</li> <li>2 (1)項から(16)項までに掲げる用途に供される建築物又はその部分が(16の3)項に掲げる防火対象物の部分に該当するものであるときは、これらの建築物又はその部分は、同項に掲げる防火対象物の部分であるほか、(1)項から(16)項に掲げる防火対象物又はその部分でもあるものとみなす。</li> </ol>

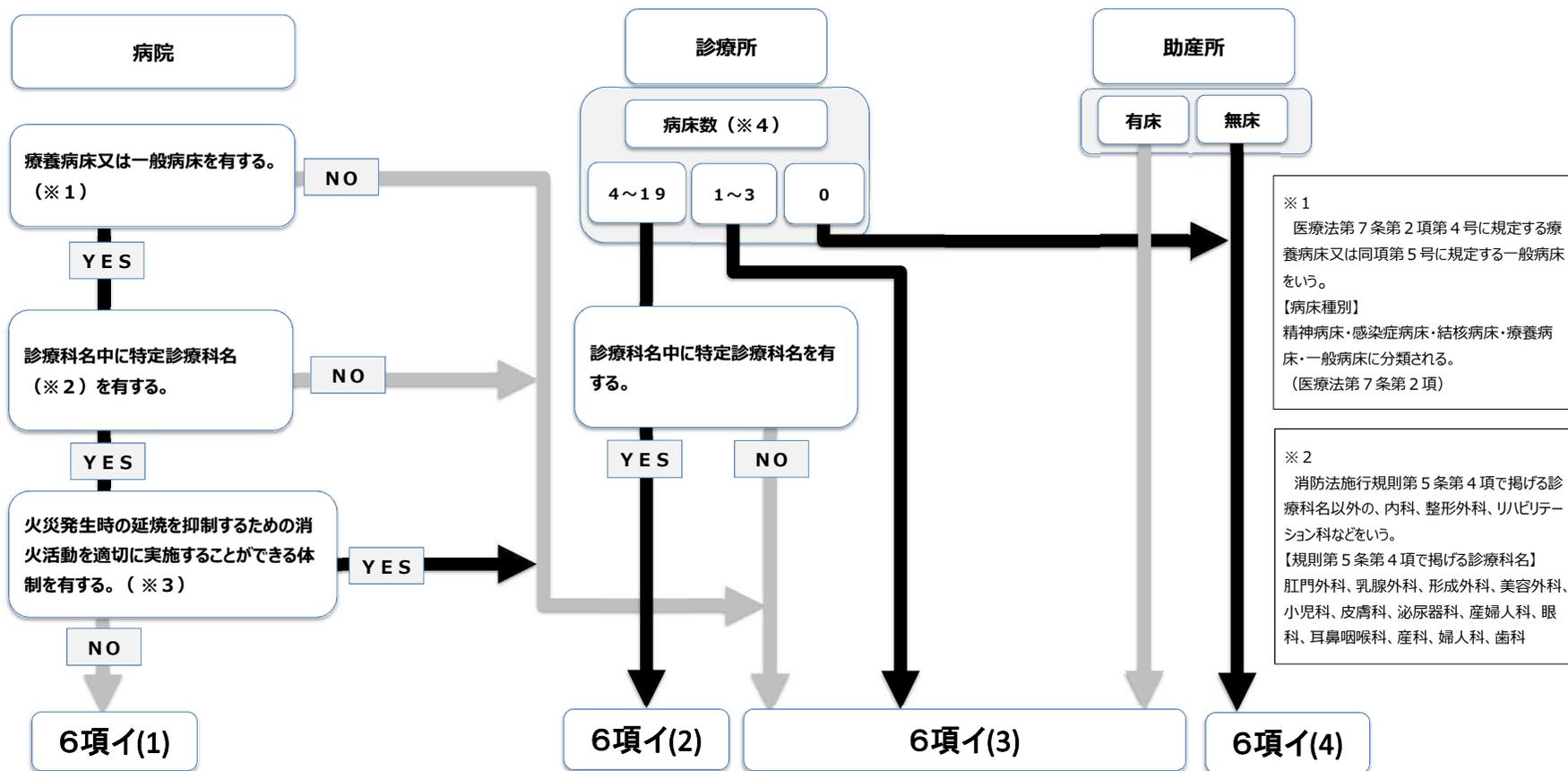
項	用途	定義	具体的な施設例	備考
(17) 項	文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和8年法律第43号)の規定によって重要美術品として認定された建造物	<p>「重要文化財」とは、建造物、絵画、彫刻、工芸品、書籍、典籍、古文書その他の有形の文化的遺産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及びその他の学術上、価値の高い歴史資料のうち重要なもので文部科学大臣が指定したものをいう。 (参考：文化財保護法第27条第1項)</p> <p>「重要有形民俗文化財」とは、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもののうち重要なもので文部科学大臣が指定したものを。 (参考：文化財保護法第78条)</p> <p>「史跡」とは、貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもののうち重要なもので文部科学大臣が指定したものを。 (参考：文化財保護法第109条)</p> <p>「重要な文化財」とは、重要文化財、重要有形民俗文化財及び史跡以外の文化財のうち重要なもので、地方公共団体の区域内に存するもののうち当該地方公共団体が指定したものを。 (参考：文化財保護法第182条第2項)</p> <p>「国宝」とは、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいなき国民の宝たるものとして文部科学大臣が指定したものを。 (参考：文化財保護法第27条第2項)</p>		<p>1 本項の防火対象物は、建造物に限られるもので、建造物が土地に定着する工作物一般をいい、建築物、独立した門扉等が含まれるものであること。</p> <p>2 (1)項から(16)項までに掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分が、(17)項に掲げる防火対象物に該当する場合には、当該建築物その他の工作物又はその部分は(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物又はその部分でもあるものとみなす。</p>
(18) 項	延長50m以上のアーケード	「アーケード」とは、日よけ、雨よけ等のため路上に連続して設けられる公益上必要な建築物、工作物の施設をいう。		
(19) 項	市町村長の指定する山林			

項	用途	定義	具体的な 施設例	備考
(20) 項	総務省令で定める舟車	<p>「舟」とは、船舶安全法（昭和8年法律第11号）第2条第1項の規定を適用しない船舶等で総トン数5トン以上の推進機関を有するものをいう。</p> <p>「車両」とは、鉄道営業法（明治33年法律第65号）、軌道法（大正10年法律第76号）若しくは道路運送車両法（昭和26年法律第185号）又はこれらに基づく命令により消火器具を設置することとされる車両をいう。</p>		<p>1 船舶安全法第2条第1項の規定を適用しない船舶等とは次に掲げるものが該当する。</p> <p>(1) 船舶安全法第2条第2項で規定する船舶</p> <p>ア 災害発生時のみ使用する救難用の船舶で国又は地方公共団体が所有するもの</p> <p>イ 係留中の船舶</p> <p>ウ 告示（昭和49年運輸省告示第353号）で定める水域のみを航行する船舶</p> <p>(2) 船舶安全法第32条に規定する船舶</p> <p>総トン数20トン未満の漁船でもつばら本邦の海岸から20海里以内の海面又は内水面において従業するもの</p> <p>2 鉄道営業法、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）及び軌道法に基づく消火器具を設置しなければならないものをいう。</p> <p>3 道路運送車両法に基づく消火器具を設置しなければならない自動車は道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第47条で定める次に掲げるものが該当する。</p> <p>(1) 火薬類（火薬にあつては5kg、猟銃雷管にあつては2,000個、実包、空包、信管又は火管にあつては200個をそれぞれ超えるものをいう。）を運送する自動車（被けん引自動車を除く。）</p> <p>(2) 危険物の規制に関する政令別表第3に掲げる数量以上の危険物を運送する自動車（被けん引自動車を除く。）</p> <p>(3) 道路運送車両の保安基準別表第1に掲げる数量以上の可燃物を運送する自動車（被けん引自動車を除く。）</p> <p>(4) 150kg以上の高圧ガス（可燃性ガス及び酸素に限る。）を運送する自動車（被けん引自動車を除く。）</p> <p>(5) 前各号に掲げる火薬類、危険物、可燃物又は高圧ガスを運送する自動車をけん引するけん引自動車</p> <p>(6) 放射性同位元素等により放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号）第18条の3第1項に規定する放射性輸送物（L型輸送物を除く。）を運送する場合若しくは放射性同位元素等車両運搬規則（昭和52年運輸省令第33号）第18条の規定により運送する場合又は核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年総理府令第57号）第3条に規定により運送する場合又は核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年総理府令第57号）第3条に規定する核燃料輸送物（L型輸送物を除く。）若しくは同令第8条に規定する核分裂性輸送物を輸送する場合若しくは核燃料物質等車両運搬規則（昭和53年運輸省令第72号）第19条の規定により輸送する場合に使用する自動車</p>

項	用途	定義	具体的な 施設例	備考
(20) 項				(7) 乗車定員 11 人以上の自動車 (8) 乗車定員 11 人以上の自動車をけん引するけん引自動車 (9) 幼児専用車



## 第2-2図 (6)項イ判定フローチャート



※1  
医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床又は同項第5号に規定する一般病床をいう。  
【病床種別】  
精神病床・感染症病床・結核病床・療養病床・一般病床に分類される。  
(医療法第7条第2項)

※2  
消防法施行規則第5条第4項で掲げる診療科名以外の、内科、整形外科、リハビリテーション科などをいう。  
【規則第5条第4項で掲げる診療科名】  
肛門外科、乳腺外科、形成外科、美容外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、産科、婦人科、歯科

※3 次の1及び2のいずれにも該当する体制をいう

- 1 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員の数が、病床数13に対し1名を常時下回らない体制
- 2 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員（宿直勤務者を除く）の数が、病床数60に対し2名を常時下回らない体制
- 3 1の「職員の数」とは、一日の中で、最も職員が少ない時間帯に勤務している職員（宿直勤務者を含む。）の総数を基準とするものであること。なお、職員の数とは原則として棟単位で算定を行うこと。
- 4 1及び2の「その他の職員」とは、歯科医師、助産師、薬剤師、准看護師、その他病院に勤務する職員をいうこと。なお、原則として、委託により警備に従事させる警備員は含まないが、病院に常駐しており、防火対象物の構造及び消防用設備等の位置を把握し、火災時に適切に対応が可能な者はこの限りではないこと。
- 5 「宿直勤務者」とは、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第23条に規定する「宿直の勤務で断続的な業務」を行う者をいい、通常の勤務の終了後において、勤務の継続に当たらない軽度又は短時間の業務を行うために勤務し、当該勤務中に仮眠等の就寝を伴うことを認められた職員をいうこと。

【例 60病床の場合】

- (1) 医師等職員の総数が5人以上
- (2) 上記5人のうち、宿直勤務者以外の従業者（就寝を伴わず勤務する者）の数が2名以上

※4

医療法第7条に規定する許可病床数をいう。許可病床数が4以上であっても、1日平均入院患者数（1年間の入院患者のべ数を同期間の診療実日数で除した値をいう。）が1未満のものにあつては「4人以上の患者を入院させるための施設を有する」に該当しないものとして取り扱って差し支えない。

